

## <参考1> 企業の農業参入事例（平成26年12月現在）

### 土屋建設株

～ 建設業の生き残りと農村集落の活性化を目指して ～

#### 農業参入の状況

会社名：土屋建設株  
代表者：土屋 龍太郎  
所在地：伊豆の国市三福  
設立年月：昭和21年10月（創業昭和6年）  
資本金：4,500万円  
参入形態：解除条件付農地借入  
参入場所：伊豆の国市  
参入年月：平成23年  
主要事業：建設・土木  
従業員数：65人（うち、関連会社の伊豆建機 18人）  
売上：30億円（平成25年5月期）  
経営理念：地域に根ざす建設業として、地場産の安心・安全で新鮮な野菜を安定的に提供し、顧客の満足と信頼を得、地域に貢献する。

#### 農業部門の状況

参入年月：平成23年7月  
経営規模：2.25ha（14ほ場）  
経営品目：露地野菜  
従業員数：社員7人、パート7～8人/日  
売上：約1,000万円

#### ○農業参入のきっかけから営農開始まで

##### ・動機

建築需要の大幅な減少が予想される中で新たな事業展開を検討していたところ、平成22年度に開催された建設業協会と農林事務所の交流会の席上、東部農林事務所長から「企業の農業参入」の提案があったこと、地元の農業を活性化したいとの社長の思いから、農業経営を開始することを決定した。

##### ・農地の確保方法

伊豆の国市田中山で、社員の所有地と近隣の農地あわせて90aを、農地法第3条解除条件付貸付で貸借した。（借入地のうち耕作放棄地70aを自己再生）

その後も農地の貸借を進め、現在の経営規模へ拡大した。

##### ・生産技術の習得

地元農業者を2人雇用した。JA・農林事務所職員の技術支援も受けている。

#### ○参入から現在まで

##### ・農産物の生産状況

田中山の特産であるダイコンとスイカをはじめ、60種程度の露地野菜を栽培している。通常の販売品種以外に、機能性の高い野菜や変り種、きれいで珍しい野菜等、多様な品種を栽培し、レシピと共に販売している。



直売所に並ぶ野菜

また、伊豆の国市商工会と連携し「赤い野菜」をテーマとした品種選択・商品開発も実施。漬物生産や加工用食材の販売等の小規模6次産業化にも取組んでいる。

#### ・農産物の販売、販路の確保

直売所（本社敷地内、近隣のガソリンスタンドに設置）での販売、本業での取引先（協力会社、金融機関、資材・外注業者）への販売、商工会のつながりから市内飲食店、土産物店、宿泊施設、ゴルフ場（景品セット）への販売、JAを通して市場出荷等を行っている。近年は近隣市町の青果店へ納品も増えている。



建築資材を利用した大根干し

また、学校給食への提供、幼保育園の収穫体験受入等も行っている。

#### ・農業参入してよかったこと

耕作放棄地を再生し、順調に野菜栽培を行っていることが地域で認められ、現在では、農地を借りて欲しいという要望が地域から寄せられるようになった。また、市内のイチゴ農家から「経営を引き継いで欲しい」と打診があり、新たにイチゴ担当として配置した職員が、生産者から栽培指導を受けながら生産を行っている。

地域の農業生産基盤の維持や、耕作放棄地の解消による農村景観の改善のみならず、雇用の創出、近隣の非農家住民をターゲットとした都市農村交流の拡大等、公共性や地域社会へ貢献度が高い事業であると感じている。

### ○本業の経営ノウハウの活用

耕作放棄地の再生に、自社重機械とオペレーターを活用している。また、鳥獣被害防止柵として溶接金網を設置する等、建設業の技術を活用。一方で、トラクター等の農業機械は、地元農家よりリースし、経費を節減している。

### ○今後の展望

農産物の生産から販売まで行い、近隣の農家の販売も請負う体制を構築し、田中山ブランドの普及を行って、高齢化や過疎化が著しい地元農村の活性化を図りたい。

また、建設需要の減少が予測される中で、『企業の存続＝働く場所の確保』という観点からも、農業経営を確立して建設業からの参入のモデルケースとなり、他の建設業者へ波及させていきたい。

### ○新規参入企業へのアドバイス

企業の農業参入では、既存農業者や地域と共生できるか、地域の農業を支える担い手として受け入れられるかが重要なので、地元農業者やJAと協調し、持続性・公益性の高い事業を開拓していく必要がある。

一方で、農業者と同じ方法ではなく、企業ならではの発想で商品開発、販路開拓を進め、事業の収益性を確保することが重要である。



農業を通じて地域貢献

# (株)ハラダ製茶農園

～ 召し上がる方を思って、茶園から始める ～

## 農業参入の状況

会社名：(株)ハラダ製茶農園  
代表者：原田 康  
所在地：島田市番生寺  
設立年月：平成20年4月  
資本金：1,000万円  
参入形態：農業生産法人  
参入場所：島田市  
参入年月：平成20年3月  
経営規模：茶170ha（自園地35ha及びグループ圃場）、水稻3.5ha、露地野菜等0.4ha  
経営品目：茶、水稻、露地野菜（本社経営レストラン及び直売所用夏～秋冬野菜、JA共販）  
従業員数：19名  
売上：5億円（平成25年度）  
経営理念：GlobalGAP、JGAPを利用したブランドづくり  
茶を主体にした農産物の複合経営  
関わるすべての人々が、日々健康で安全かつ衛生的に作業に従事

## 関連会社

会社名：ハラダ製茶(株)  
代表者：原田 宗一郎  
所在地：島田市岸町  
設立年月：昭和23年12月  
資本金：7,200万円  
主要事業：緑茶、紅茶等の製造販売  
従業員数：285名（他販売部門681名）  
年商：206億円（平成24年度）  
経営理念：安心と喜びを茶園から  
「召し上がる方を思って、茶園から始める」



(株)ハラダ製茶農園金谷荒茶工場

## ○農業参入のきっかけから営農開始まで

### ・農業参入のきっかけ

親会社のハラダ製茶株式会社は、茶の製造販売を主要事業とし、協力茶農家との堅い信頼関係の下、安全・安心な茶作りを進め、年商206億円（H24年度）を上げている。

しかし、茶農家の高齢化、後継者不足、茶不況等、茶を取り巻く環境は年々厳しさを増し、作目を転換したり、廃業に追い込まれる協力茶農家も見られる。

こうした状況の中、茶製造販売業の経営基盤を強化にするには規模の拡大や合理化も必要不可欠だが、それ以上に消費者ニーズに合わせて商品を創り出す開発力と柔軟な対応力が求められる。このため、生産・加工・販売の一貫生産体系の確立及び農業と商業の一体化が不可欠と考え、農業参入を決断した。

### ・農地の確保方法

協力農家、地縁農家等の経営支援対策や地域の活性化を図るために、農業委員会の支援のもと、積極的に地域内耕作放棄地や廃業農家の跡地等を買い上げたり、借り受け

たりしている。

また、平成25年度から県の委託を受けて、耕作放棄茶園の再生・発生抑制の取組を実施した。

#### ・生産技術の習得

職員19名のうち農業経験者が4名いるため、基本的には内外部の研修を通して技術者の養成を図っている。また、新規採用時に適格者を選定している。

今後は、新規採用者に大学の農学部や農林大学校などで農業を専門に学んだ人材を採用することも考えている。



耕作放棄茶園の再生作業

### ○参入から現在まで

#### ・農産物の販売、販路の確保

親会社が茶の製造業であるため販路、販売については自社流通体制が確立している。茶は県外農場のある屋久島に始まり、御前崎、藤枝まで年間ほぼ切れ間なく生産し、100%親会社に出荷している。その他の品目については、親会社が経営するレストランの食材としての利用や「お茶の郷」に設置した直売所で販売している。

新商品の開発についても、親会社の商品開発（甜茶、紅茶、ハトムギ、ドクダミ等）や輸出などの事業展開に合わせて取り組んでいる。

#### ・農業参入してよかったです

親会社との密接な連携関係のもと、生産・加工・販売の一貫経営体制が確立され、川上から川下までパイプでつながり、最後の販売までが生産ラインと考える意識が生まれた。製品の安全・安心はもとより、商品を扱う者としての良い心構えができた。

また、法人経営のため、茶が必要とされている限り、農業の継続、規模拡大、組織的な活動ができる。



牧之原台地の圃場

### ○本業の経営ノウハウの活用

企業として事業計画、投資計画等を立て、進捗管理を行うことにより、農場生産物の計画生産、品質の平準化、管理技術の体系化が可能となった。

### ○今後の展望

今後は、茶にとどまらず多品目の作物導入と農地取得により経営規模を拡大し、生産地域の分散化を図っていく。

### ○新規参入企業へのアドバイス

経営理念を明確にし、長期展望に沿った経営計画を樹立し、市場販売だけに頼らず、6次産業化などによる多角化経営を推奨する。

## (有)コスモグリーン庭好

～「うなぎいも」が、1社の取組みから産地の取組みへ～

### 農業参入の状況

会社名：(有)コスモグリーン庭好

代表者：三輪一貴

所在地：浜松市南区安松町66-9

設立年月：大正2年1月

資本金：900万円

参入形態：解除条件付農地借入

参入場所：浜松市、袋井市

参入年月：平成21年7月

主要事業：造園設計施工、廃物処理業(草木類)

経営規模：8ha

品目：サツマイモ

従業員数：35人

(会社全体、パート含む)

農業部門 4人（正社員）

売上：2.5億円（会社全体）

経営理念：「人・心・資源が通う豊かな循環型社会の構築」

コスモグリーン庭好が目指すものは資源循環とともに、係わるすべての人達が心豊かに暮らせる「自然と人の共生」です。

### ○農業参入のきっかけから営農開始まで

#### ・動機

(有)コスモグリーン庭好は、浜松市で100年以上にわたり造園業を営む。発生する雑草や剪定枝等を再利用するため、堆肥化施設の建設を計画。騒音や悪臭を心配する地元住民への説明会を重ね、施設建設を実現する過程で、「協力してくれた地元に何か恩返ししたい」と考え、地域の課題であつた耕作放棄地を再生するため、農業に参入した。

#### ・生産技術の習得

地元農業者や農業法人等から指導を受け、サツマイモ、タマネギ、キュウリ、トマト等を栽培したところ、サツマイモ以外は、ほとんど失敗してしまった。

このため、平成22年からサツマイモに絞り、本格的に始めたが、収穫できたサツマイモは、折れや奇形、虫くいなど規格外品が多く、市場では二束三文にしかならなかつた。そのため、付加価値の高い加工品の開発を目指した。

#### ・農地の確保方法

地元農家と直接交渉により農地の確保に努めてきたが、借りられる農地は遊休農地や耕作放棄地ばかりと大変苦労した。栽培を重ねるうちに、農協や行政から情報が得られるようになり、面積が拡大している。



うなぎいもプリン



耕作放棄地を再生した  
サツマイモ畠

## ○参入から現在まで

### ・農産物の販売、販路の確保

(有)コスモグリーン庭好は、味が好評であった新品種「ベニハラカ」を栽培しており、規格外品を用いて、「さつまいもプリン」を製造・販売したところ、平成23年4月にインターネット販売サイトでブレークし、部門別ランキングで首位を獲得した。

このブレークを一過性のもので終わらせないため、地元浜松ならではのブランド化を検討した結果、自らの堆肥化施設でうなぎの残渣を使用して堆肥を生産、この堆肥を用いて栽培したサツマイモを「うなぎいも」とネーミングした。



JR浜松駅の販売コーナー

「うなぎいも」の生産量の拡大に伴い、1次加工品としてのペーストを製造するため、6次産業化推進整備事業を活用し、貯蔵・加工施設を整備した。また、プリンの販売拡大のため、平成23年7月に直売所を開店、同年8月には東名高速道路のサービスエリアでも販売を開始、同年9月には県の「ふじのくに新商品セレクション」で金賞を獲得した。

この頃より、「うなぎいも」を使用した「うなぎいもプリン」は知名度が上がり、増加する需要に答えることが難しくなってきた。このため、近隣の生産者と産地化に取り組む一方、「うなぎいも」商品のシリーズ化に向けて、他の食品加工企業と連携し、平成23年に「うなぎいもプロジェクト」を発足させ、平成25年4月には生産者で「うなぎいも協同組合」を設立した。



うなぎいも生産者と関係者

### ・農業参入してよかったこと

(有)コスモグリーン庭好1社で始めた「うなぎいも」の取組は、平成25年には組合員数29名で「うなぎいも協同組合」を設立、平成27年には25haに増加する予定である。関連商品はタルトやどらやきなど30商品、総売上は5億円まで拡大している。地元や行政から人材や事業の紹介を得ながら、1社の取組が産地の取組につながるとともに、(有)コスモグリーン庭好的知名度も上がり、造園業の業績アップにもつながっている。

## ○今後の展望

(有)コスモグリーン庭好的伊藤取締役は、「浜松の耕作放棄地をうなぎいもで一面の緑に輝かせるのが夢」と言う。5年後に生産者50名で100haの作付け、最終的には生産者500名で1,000haの産地化を図り、総売り上げで50億円の夢に向かって事業を展開している。

## ○新規参入企業へのアドバイス

伊藤取締役は、「採算ベースに乗るまでの出費に耐えられる資金力と本業の経営が健全であることが大前提です。なおかつ農業と本業とが何かしら関連性があることが重要です。あとは会社全体の農業へのやる気と理解が大切だと思います。」と言う。

## <参考2> 農地の売買・貸借に関する制度について

個人や法人が、農地を売買又は貸借する場合には、農業委員会等の許可を受ける方法（農地法）と、農地中間管理機構が定める「農用地利用配分計画」を県が公告し権利を設置・移転する方法（農地中間管理事業法）、市町が定める「農用地利用集積計画」により権利を設定・移転する方法（農業経営基盤強化促進法）があります。

### 1 農地法に基づく農地の売買・貸借の制度

○個人や法人が、耕作目的で農地を売買又は貸借する場合には、一定の要件を満たし、原則として農業委員会の許可を受ける必要があります。（農地法第3条）  
許可を受けないでした行為は無効です。

○農地法に基づき、農業委員会等の許可を受け農地の貸借を行う場合は、契約期限が到来しても両者による解約の合意がない限り、原則貸借は継続されます。（農地法の法定更新）。

- ・賃貸借の期間満了前に更新しない旨の通知をしないときは、従前と同一条件でさらに賃貸借をしたものと見なされます。（農地法第17条）農地の賃貸借契約を解除・解約する場合には、原則として都道府県知事の許可を受ける必要があります。（農地法第18条）

○民法の規定により貸借の存続期限は20年以内とされていますが、農地の貸借については民法の特例として50年以内まで可能です。（農地法第19条）

### 2 農地中間管理事業法に基づく農地の貸借の制度

○個人や法人が、農地を借り受ける場合には、農地中間管理事業を利用する方法があります。

○借り手が農地中間管理事業を利用する場合、まず、農地中間管理機構に対し、借受希望の申し込み（応募）を行います。

○一方、貸付希望者（貸し手）は、機構に対し、貸付申込みを行います。

○機構は、市町が作成した農地利用集積計画により出し手から農地を借り受け、農用地利用配分計画を作成し、知事の認可を経て、借り手に貸し付けます。

○地域の話し合いを通じて、借り手と貸し手のマッチングが整っている場合には、農地利用集積計画により、貸し手から機構への中間管理権の設定と機構から借り手への転貸を一括で行うこともできます。

○農地中間管理事業法では、農地法の許可をうけることなく、農地の権利設定、移転が行われます。

○農地中間管理事業により設定された貸借については、農地法の法定更新の規定が適用されませんので、貸借の期間が満了すれば、農地は貸し手に自動的に返還されますが、借り手、貸し手が引き続き貸借を希望する場合は、再度、所定の手続きを行うことで、再設定することができます。

### 3 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の売買・貸借の制度

- 個人や法人が、農地を売買又は貸借する場合、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（利用権設定等促進事業）を利用する方法があります。
- 農用地利用集積計画は、農地の貸し手と借り手の貸借等を集団的に行うため、個々の権利移動を1つの計画にまとめたもので、市町が作成します。
- 農業経営基盤強化促進法では、市町が農地の権利移動について計画を作成・公告することにより、農地法の許可を受けることなく農地の権利の設定・移転が行われます。
- 農用地利用集積計画により設定された貸借については、農地法の法定更新の規定が適用されませんので、貸借の期間が満了すれば、農地は貸し手に自動的に返還されます。なお、農地の貸し手と借り手が引き続き貸借を希望する場合は、市町が再度、農用地利用集積計画を作成・公告することにより再設定することができます。

## <参考3> 営農計画の例

<参考様式>

株式会社〇〇 営農計画書

作成 令和×年×月

作成者 株式会社〇〇

## 1 株式会社〇〇 会社概要

(1) 本社所在地及び連絡先

(2) 代表取締役

(3) 設立

(4) 資本金

(5) 従業員数

(6) 事業内容

## 2 農業経営の目標

(1) 将来の農業経営の構想

\*農業に参入する目的、農業経営の目標、本業との相乗効果、農業技術の習得等、参入時における農業経営の目標等の位置づけや必要性が明らかになるよう、作成時において構想している自らの将来の農業経営を記載する。

(2) 就農時における目標

ア 初年度

営農部門	露地野菜	就農予定地	〇〇市町	就農時期	年 月
経営規模	200a				
作目	レタス _____	200a _____	枝豆 _____	200a _____	
		a			a
売上目標 (利益目標)	千円 (		千円)		
	氏名		年齢		年間農業従事日数
農業	静岡 太郎		45		200
労働力	葵 次郎		43		250
	パート・臨時雇用 4名				

イ 目標年度（概ね5年後）

當農部門	露地野菜	就農予定地	〇〇市町		
経営規模	800a				
作目	レタス	800a	枝豆	800a	
		a			a
売上目標 (利益目標)	千円 ( 千円)				
農業 労働力	氏名	年齢	年間農業従事日数		
	静岡 太郎	45	200		
	葵 次郎	43	250		
	新規雇用 (正社員)		250		
	新規雇用 (正社員)		250		
	パート・臨時雇用 10名				

3 生産計画

生産に供する農地、家畜、施設関係		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	単位
		令和 年					
農地、 採草放牧地	田	200	300	400	600	800	a
	畑						a
	その他						a
	合計面積						a
	(うち借入地)						a
常時飼養 家畜	経産牛、繁殖雌牛						頭
	繁殖雌豚、ブロイラー						頭、羽
	その他						
施設関係	温室外積						m <sup>2</sup>
	施設用地面積						m <sup>2</sup>
	(うち借入地)						m <sup>2</sup>

作付内容 生産・販売物	単価		単位生産量		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	単位
	目標	単位	目標	単位	令和 年					
1 レタス	160	円/kg	2,700	kg/10a	200	300	400	600	800	a
2 枝豆	300	円/kg	700	kg/10a	200	300	400	600	800	a
3										a
4										a
5										a

#### 4 農業の技術や経営方法を習得するための研修

(1) 過去の農業教育・研修経験

(2) 今後の農業教育・研修予定

#### 5 農業に必要な施設の設置、機械の購入及び貸借その他の参入時においてとるべき措置

実施年度	施設、機械等	規模・構造等	数量	事業費(千円)	活用資金	備考
1 RO	トラック	2.0t	一台	1,100	近代化資金	
2 RO	アタッチメント(マルチャー)	1.8m	一式	1,200	近代化資金	
3 RO	動力噴霧器		一式	800	近代化資金	
4 RO	トンネル等被覆資材		一式	3,800	近代化資金	
5 RO	管理機		一台	280	自己資金	
6 RO	運搬車		一台	900	自己資金	
7 RO	レタス種苗費			1,400	自己資金	
8 RO	肥料・農薬費			1,800	自己資金	

#### 6 資金調達計画

資金名	借入時期	借入額	借入条件	償還
農業近代化資金	〇年〇月	6,900千円	1.35%	×年～△年

#### 7 就農用地の候補地

所在地	面積(m <sup>2</sup> )	通作時間	確保の方法	進捗状況
静岡市葵区〇〇	4,000 m <sup>2</sup>		貸借予定	地権者と合意済み
静岡市葵区××	6,000 m <sup>2</sup>		貸借予定	地権者と交渉中
静岡市葵区△△	10,000 m <sup>2</sup>		貸借予定	候補地選定に至っていない。

#### 8 販売対策

\*生産された農産物の販売や加工の方法、支援者等について記載。

## 9 作物別、ほ場別作付計画

### 3 品目別労働時間(単位:時間)

11 人員計画(単位:人)

区分		1月			2月			3月			4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月		
		上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下						
1	役員				1	1	1													1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
2	正社員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1						
3	パート・臨時雇用				4	4	4													5	5	5	5						4	4	4	4	4	4			

## 12 農業収支計画

(円)

	1年目	2年目	3年目	4年目	目標（5年目）
売上高					
レタス	経営規模(a) 生産量(kg) 売上高				
枝豆	経営規模(a) 生産量(kg) 売上高				
	経営規模(a) 生産量 売上高				
	経営規模(a) 生産量 売上高				
作業受託収入					
その他 ( )					
生産費					
直接生産費	種苗費 肥料費 農薬費 光熱動力費 諸材料費 その他				
出荷経費	出荷資材費 出荷運賃 出荷手数料 その他				
その他	施設・機械費 うち減価償却費 役員報酬 給料及び手当 支払利息 支払地代 その他				
税引前利益					
租税公課					
利益					
農業負債（短期）					
農業負債（長期）					

## <参考4> 農地所有適格法人の定款例

株式会社○○○○ 定款 (例)

### 第1章 総則

(商号)

**第1条** 当会社は、株式会社○○○○と称する。

(目的)

**第2条** 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 農畜産物の生産・加工・販売
- (2) 農用地の維持管理・改良
- (3) 農作業及び試験・研究の受託
- (4) 農業用施設・機械等のリース
- (5) 農業生産に必要な資材の製造販売
- (6) 農業研修
- (7) 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

**第3条** 当会社は本店を静岡県○○市 番地に置く。

(公告方法)

**第4条** 当会社の公告は、○○新聞に掲載する方法により行う。 (官報に掲載する場合は不要)

### 第2章 株式

(発行可能株式総数)

**第5条** 当会社の発行可能株式総数は、○○○株とする。

(株券の不発行)

**第6条** 当会社は、株式に係る株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

**第7条** 当会社の株式は、株主総会の承認がなければ譲渡または取得することができない。

(基準日)

**第8条** 当会社は、毎年○月○○日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

- ② 前項のほか、必要がある場合には、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることが

できる。

(株主名簿記載事項記載の請求)

**第9条** 株式の取得により株主名簿記載事項の記載を請求するときは、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに取得の原因を証する書面を添えて提出しなければならない。

(質権の登録および信託財産の表示)

**第10条** 当会社の株式につき質権の登録または信託財産の表示を請求するときは、当会社所定の書式による請求書に当事者が記名押印し、共同して請求しなければならない。その登録または表示の取り消しについても同様とする。

(手数料)

**第11条** 前二条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

### 第3章 株主総会

(招集)

**第12条** 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに隨時これを招集する。

(招集権者および議長)

**第13条** 株主総会の議長は、代表取締役がこれにあたる。

② 代表取締役に事故あるときは、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

**第14条** 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。

② 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使できる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

**第15条** 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。

② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

**第16条** 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成す

る。

#### **第4章 取締役**

(員数)

**第17条** 当会社の取締役は3名以上とする。

(選任方法)

**第18条** 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
- ④ 取締役は、当会社の株主でなければならない。

(任期)

**第19条** 取締役の任期は、選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役)

**第20条** 当会社は、取締役の互選によって、取締役の中から代表取締役を選定することができる。

(報酬等)

**第21条** 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

#### **第5章 監査役（任意設置）**

(監査役の設置等)

**第22条** 当会社は、監査役を置く。

- ② 当社の監査役は、2名以内とする。

(選任方法)

**第23条** 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権をもって行う。

(任期)

**第24条** 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(報酬等)

**第25条** 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

## 第6章 計算

(事業年度)

**第26条** 当会社の事業年度は、毎年○月○日から、翌年○月○日までとする。

(剰余金の配当)

**第27条** 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。

## 第7章 附則

(設立に際して出資される財産の価額)

**第28条** 当会社の設立に際して発行する株式の総数は、○○○株とし、その発行価額は1株につき金○○○○○円とする。

(設立時取締役及び監査役)

**第29条** 当会社の設立時取締役及び設立時監査役は、次のとおりとする。

設立時取締役 住所  
                  氏名

設立時取締役 住所  
                  氏名

設立時取締役 住所  
氏名

設立時監査役 住所  
氏名

設立時監査役 住所  
氏名

(最初の事業年度)

**第30条** 当会社の最初の事業年度は、当会社成立から令和 年 月 日までとする。

(発起人の氏名、住所及び引受株数)

**第31条** 発起人の氏名、住所及び発起人が設立に際して引き受けた株式数は、次のとおりである。

発 起 人 住所  
氏名  
株式 株

発 起 人 住所  
氏名  
株式 株

発 起 人 住所  
氏名  
株式 株

(定款に定めのない事項)

**第32条** この定款に規定のない事項は、全て会社法その他の法令によるものとする。

以上、株式会社 を設立するため、この定款を作成し、発起人がこれに記名押印する。

令和　年　月　日

発起人　静岡県○○市

(印)

発起人　静岡県○○市

(印)

発起人　静岡県○○市

(印)

## <参考5> 農地法で農地を貸借する場合の許可申請書（例）

### 農地法第3条の許可申請書及び添付書類（法人）

\*本書類は一例であり、実際の申請の際は、農業委員会に相談し入手してください。

- 1 申請書（申請者が複数の場合には加算して部数が必要になる場合があります） ..... 3部
- 2 土地登記事項証明書（申請土地1筆ごとに） ..... 1部
- 3 住民票抄本（土地登記事項証明書上の所有者の住所と現住所が異なる場合） ..... 1部
- 4 案内図 ..... 2部
- 5 公図（申請地隣接の土地の地目・面積・所有者を記入） ..... 2部
- 6 耕作管理計画書 ..... 2部
- 7 通作図（会社から申請に係る農地までの通作経路を地図に示したもの） ..... 2部
- 8 農地賃貸借契約書（賃貸借権設定の場合のみ、写しで可） ..... 3部  
農地賃貸借契約書（解除条件付）（賃貸借権設定の場合のみ、写しで可） ..... 3部
- 9 法人全部事項証明書 ..... 1部
- 10 定款の写し ..... 1部
- 11 営業報告書または決算書写し ..... 1部
- 12 耕作証明書（法人所在地が他市町村又は〇〇市の他の農業委員会が所管する地域の場合、他の農業委員会の証明（内1部は写しで可） ..... 2部
- 13 委任状（申請書の作成・提出・受領を第3者に委任する場合）
- 14 農地等の利用状況報告書（解除条件付農地貸借） ..... 1部
- 15 農地所有適格法人報告書 ..... 1部

\*下線は、本書に掲載している書類

# 農地法第3条の規定による許可申請書

年 月 日

農業委員会会長 殿

当事者

<譲渡人>

住所

氏名

印

<譲受人>

住所

氏名

印

下記農地(採草放牧地)について 所有権  
賃借権  
使用貸借による権利  
その他使用収益権( ) を 設定(期間○○年間)  
移転

したいので、農地法第3条第1項に規定する許可を申請します。(該当する内容に○を付してください。)

記

## 1 当事者の氏名等

当事者	氏名	年齢	職業	住所
譲渡人				
譲受人				

## 2 許可を受けようとする土地の所在等 (土地の登記事項証明書を添付してください。)

所在・地番	地目		面積(m <sup>2</sup> )	対価、賃料等の額(円) 〔10a当たりの額〕	所有者の氏名又は名称 〔現所有者の氏名又は名称(登記簿と異なる場合)〕	所有権以外の使用収益権が設定されている場合	
	登記簿	現況				権利の種類、内容	権利者の氏名又は名称
				〔 /10a 〕			

## 3 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

--

(記載要領)

- 1 申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を自署する場合においては、押印を省略することができます。
- 2 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載し、定款又は寄付行為の写しを添付（独立行政法人及び地方公共団体を除く。）してください。
- 3 競売、民事調停等による単独行為での権利の設定又は移転である場合は、当該競売、民事調停等を証する書面を添付してください。
- 4 記の3は、権利を設定又は移転しようとする時期、土地の引渡しを受けようとする時期、契約期間等を記載してください。また、水田裏作の目的に供するための権利を設定しようとする場合は、水田裏作として耕作する期間の始期及び終期並びに当該水田の表作及び裏作の作付に係る事業の概要を併せて記載してください。

農地法第3条の規定による許可申請書（別添）

I 一般申請記載事項

<農地法第3条第2項第1号関係>

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地及び採草放牧地の利用の状況

所有地		農地面積 (m <sup>2</sup> )	田	畠	樹園地	採草放牧地面積 (m <sup>2</sup> )
	自作地					
所有地	貸付地					
所有地	所在・地番	地目		面積 (m <sup>2</sup> )	状況・理由	
		登記簿	現況			
所有地	非耕作地					

所有地以外の土地		農地面積 (m <sup>2</sup> )	田	畠	樹園地	採草放牧地面積 (m <sup>2</sup> )
	借入地					
所有地以外の土地	貸付地					
所有地以外の土地	所在・地番	地目		面積 (m <sup>2</sup> )	状況・理由	
		登記簿	現況			
所有地以外の土地	非耕作地					

（記載要領）

- 「自作地」、「貸付地」及び「借入地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載してください。  
なお、「所有地以外の土地」欄の「貸付地」は、農地法第3条第2項第6号の括弧書きに該当する土地です。
- 「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～であることから条件不利地であり、〇年間休耕中であるが、草刈り・耕起等の農地としての管理を行っている」等耕作又は養畜の事業に供することができない事情等を詳細に記載してください。

1-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況

(1) 作付(予定)作物、作物別の作付面積

	田	畑			樹園地			採牧草地
作付(予定)作物								
権利取得後の面積(m <sup>2</sup> )								

(2) 大農機具又は家畜

数量	種類					
確保しているもの	所有 リース					
導入予定のもの	所有 リース (資金繰りについて)					

(記載要領)

- 1 「大農機具」とは、トラクター、耕うん機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」とは、農耕用に使役する牛、馬等です。
- 2 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借り入れ(融資を受けられることが確実なものに限る。)等資金繰りについても記載してください。

(3) 農作業に従事する者

- ① 権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況

農作業暦○○年、農業技術修学暦○○年、その他 ( )

② 世帯員等その他常時雇用している労働力(人)	現在 :	(農作業経験の状況 : )
	増員予定 :	(農作業経験の状況 : )
③ 臨時雇用労働力(年間延人数)	現在 :	(農作業経験の状況 : )
	増員予定 :	(農作業経験の状況 : )

- ④ ①～③の者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間

<農地法第3条第2項第2号関係>（権利を取得しようとする者が農地所有適格法人である場合のみ記載してください。）

2 その法人の構成員等の状況（別紙に記載し、添付してください。）

<農地法第3条第2項第3号関係>

3 信託契約の内容（信託の引受けにより権利が取得される場合のみ記載してください。）

<農地法第3条第2項第4号関係>（権利を取得しようとする者が個人である場合のみ記載してください。）

4 権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況

（「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族をいいます。）

農作業に従事する者の氏名	年齢	主たる職業	権利取得者との関係 (本人又は世帯員等)	農作業への年間従事日数	備考

（記載要領）

備考欄には、農作業への従事日数が年間150日に達する者がいない場合に、その農作業に従事する者が、その行う耕作又は養畜の事業に必要な行うべき農作業がある限りこれに従事している場合は○を記載してください。

<農地法第3条第2項第5号関係>

5-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における経営面積の状況（一般）

（1）権利取得後において耕作の事業に供する農地の面積の合計

（権利を有する農地の面積+権利を取得しようとする農地の面積）= (m<sup>2</sup>)

（2）権利取得後において耕作又は養畜の事業に供する採草放牧地の面積の合計

（権利を有する採草放牧地の面積+権利を取得しようとする採草放牧地の面積）= (m<sup>2</sup>)

5-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における経営面積の状況（特例）  
以下のいずれかに該当する場合は、5-1を記載することに代えて該当するものに印を付してください。

- 権利の取得後における耕作の事業は、草花等の栽培でその経営が集約的に行われるものである。
- 権利を取得しようとする者が、農業委員会のあっせんに基づく農地又は採草放牧地の交換によりその権利を取得しようとするものであり、かつ、その交換の相手方の耕作の事業に供すべき農地の面積の合計又は耕作若しくは養畜の事業に供すべき採草放牧地の面積の合計が、その交換による権利の移転の結果所要の面積を下すこととならない。  
(「所要の面積」とは、北海道で2ha、都府県で50aです。ただし、農業委員会が別に定めた面積がある場合は当該面積です。)
- 本件権利の設定又は移転は、その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地又は採草放牧地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地又は採草放牧地につき、当該隣接する農地又は採草放牧地を現に耕作又は養畜の事業に供している者が権利を取得するものである。

<農地法第3条第2項第6号関係>

6 農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者（賃借人等）が、その土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合には、以下のうち該当するものに印を付してください。

- 賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合である。
- 賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。
- その土地を水田裏作（田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培すること。）の目的に供するため貸し付けようとする場合である。  
(表作の作付内容=　　、裏作の作付内容=　　)
- 農地所有適格法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

<農地法第3条第2項第7号関係>

7 周辺地域との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を以下に記載してください。

(例えば、集落営農や経営体への集積等の取組への支障、農薬の使用方法の違いによる耕作又は養畜の事業への支障等について記載してください。)

**II 使用貸借又は賃貸借に限る申請での追加記載事項**

権利を取得しようとする者が、農地所有適格法人以外の法人である場合、又は、その者又はその世帯員等が農作業に當時従事しない場合には、I の記載事項に加え、以下も記載してください。

(留意事項)

農地法第3条第3項第1号に規定する条件その他適正な利用を確保するための条件が記載されている契約書の写しを添付してください。また、当該契約書には、「賃貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から〇〇日以内に、甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復すことができないときは、乙は甲に対し、甲が原状に復するために要する費用及び甲に与えた損失に相当する金額を支払う。」、「甲の責めに帰さない事由により賃貸借契約を終了させこととなった場合には、乙は、甲に対し賃借料の〇年分に相当する金額を違約金として支払う。」等を明記することが適当です。

<農地法第3条第3項第2号関係>

8 地域との役割分担の状況

地域の農業における他の農業者との役割分担について、具体的にどのような場面でどのような役割分担を担う計画であるかを以下に記載してください。

(例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等について記載してください。)

<農地法第3条第3項第3号関係>（権利を取得しようとする者が法人である場合のみ記載してください。）

9 その法人の業務を執行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の氏名及び役職名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

(1) 氏名

(2) 役職名

(3) その者の耕作又は養畜の事業への従事状況

その法人が耕作又は養畜の事業（労務管理や市場開拓等も含む。）を行う期間：年 か月

そのうちその者が当該事業に参画・関与している期間：年 か月（直近の実績）

年 か月（見込み）

### III 特殊事由により申請する場合の記載事項

10 以下のいずれかに該当する場合は、該当するものに印を付し、Iの記載事項のうち指定の事項を記載するとともに、それぞれの事業・計画の内容を「事業・計画の内容」欄に記載してください。

(1) 以下の場合は、Iの記載事項全ての記載が不要です。

その取得しようとする権利が地上権（民法（明治29年法律第89号）第269条の2第1項の地上権）又はこれと内容を同じくするその他の権利である場合

（事業・計画の内容に加えて、周辺の土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要と関係権利者との調整の状況を「事業・計画の内容」欄に記載してください。）

農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同項の委託を受けることにより農地又は採草放牧地の権利を取得しようとする場合、又は、農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において使用貸借による権利若しくは賃借権を取得しようとする場合

権利を取得しようとする者が景観整備機構である場合

（景観法（平成16年法律第110号）第56条第2項の規定により市町村長の指定を受けたことを証する書面を添付してください。）

(2) 以下の場合は、Iの1-2(効率要件)、2(農地所有適格法人要件)、5(下限面積要件)以外の記載事項を記載してください。

権利を取得しようとする者が法人であって、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地における耕作又は養畜の事業がその法人の主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究又は農事指導のために行われると認められる場合

地方公共団体（都道府県を除く。）がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を公用又は公共用に供すると認められる場合

教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された学校法人、医療法人、社会福祉法人その他の営利を目的としない法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人種苗管理センター又は独立行政法人家畜改良センターがその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

(3) 以下の場合は、Iの2(農地所有適格法人要件)、5(下限面積要件)以外の記載事項を記載してください。

- 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人（農業の経営の事業を行うものを除く。）がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を稚蚕共同飼育の用に供する桑園その他これらの法人の直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供すると認められる場合
- 森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその行う森林の経営又はこれらの法人の直接若しくは間接の構成員の行う森林の経営に必要な樹苗の採取又は育成の用に供すると認められる場合
- 乳牛又は肉用牛の飼養の合理化を図るため、その飼養の事業を行う者に対してその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成して供給し、又はその飼養の事業を行う者の委託を受けてその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成する事業を行う一般社団法人又は一般財団法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該事業の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

(留意事項)

上述の一般社団法人又は一般財団法人は、以下のいずれかに該当するものに限りません。該当していることを証する書面を添付してください。

- ・ その行う事業が上述の事業及びこれに附帯する事業に限られている一般社団法人で、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体その他農林水産大臣が指定した者の有する議決権の数の合計が議決権の総数の4分の3以上を占めるもの
  - ・ 地方公共団体の有する議決権の数が議決権の総数の過半を占める一般社団法人又は地方公共団体の拠出した基本財産の額が基本財産の総額の過半を占める一般財団法人
- 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその事業に必要な樹苗の育成の用に供すると認められる場合

(事業・計画の内容)

農地所有適格法人としての事業等の状況（別紙）

<農地法第2条第3項第1号関係>

1-1 事業の種類

区分	農業		左記農業に該当しない事業の内容
	生産する農畜産物	関連事業等の内容	
現在(実績又は見込み)			
権利取得後(予定)			

1-2 売上高

年度	農業	左記農業に該当しない事業
3年前(実績)		
2年前(実績)		
1年前(実績)		
申請日の属する年 (実績又は見込み)		
2年目(見込み)		
3年目(見込み)		

<農地法第2条第3項第2号関係>

## 2 構成員全ての状況

- (1) 農業関係者(権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社等)

氏名又は名称	議決権の数	構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況			
		農地等の提供面積(m <sup>2</sup> )		農業への年間従事日数	農作業委託の内容
		権利の種類	面積	直近実績	

議決権の数の合計


農業関係者の議決権の割合

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数： 日

- (2) 農業関係者以外の者 ((1)以外の者)

氏名又は名称	議決権の数

議決権の数の合計


農業関係者以外の者の議決権の割合

(留意事項)

構成員であることを証する書面として、組合員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。

なお、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第5条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

<農地法第2条第3項第3号及び第4号関係>

3 理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況

氏名	住所	役職	農業への年間従事日数		必要な農作業への年間従事日数	
			直近実績	見込み	直近実績	見込み

4 重要な使用人の農業への従事状況

氏名	住所	役職	農業への年間従事日数		必要な農作業への年間従事日数	
			直近実績	見込み	直近実績	見込み

(4については、3の理事等のうち、法人の農業に常時従事する者（原則年間150日以上）であつて、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数（原則年間60日）以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。）

(記載要領)

1 「農業」には、以下に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場開拓等も含みます。

(1) その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業

ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工

イ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売

ウ 農業生産に必要な資材の製造

エ 農作業の受託

オ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供

(2) 農業と併せ行う林業

(3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業

2 「1－1 事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載してください。

3 「1－2 売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しない事業」欄に記載してください。

「1年前」から「3年前」の各欄には、その法人の決算が確定している事業年度の売上高の許可申請前3事業年度分をそれぞれ記載し（実績のない場合は空欄）、「申請日の属する年」から「3年目」の各欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度を初年度とする3事業年度分の売上高の見込みをそれぞれ記載してください。

4 「2(1)農業関係者」には、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を記載してください。

複数の承認会社が構成員となっている法人にあっては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。

5 農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員となっている場合、「2(1)農業関係者」の「農地等の提供面積 (m<sup>2</sup>)」の「面積」欄には、その構成員が農地中間管理機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等のうち、当該農地中間管理機構が当該法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等の面積を記載してください。

# 確 約 書

令和 年 月 日

(あて先) ○○市農業委員会会長

(社名) 印

農地法第3条許可を受け、本社が下記の借受け農地の耕作を行うに際し、以下の点について留意し実行することを確約します。

## 記

1. 周辺農家との協調及び連携を図るとともに、地域の農業生産環境の保全に対し十分配慮します。
2. 借受け農地が受益を受ける道路、水路、ため池等の建設、維持管理等の共同利用に関する取り決めを遵守します。
3. 借受け農地の存在する地域の鳥獣害対策に協力します。
4. 借受け農地と関係する地域の住民や農家から、農業の維持発展に関する話し合い活動等への参加を求められた場合は、特段の事情のない限り、その活動に参加します。
5. 前項までの規定する役割を担うため、事業に常時従事する役員のうち1名をその任に当たらせます。

○権利を設定する土地（所在地・地目・面積）

## 耕 作 管 理 計 画 書

### 1. 自宅(譲受人)から申請地への通作関係

申 請 地 の 所 在 地 番	距 離	通作方法	所要時間
市 町 番	m		分

### 2. 取得しようとする農地に必要な所要労働力及び重要な作業方法等

(作物別にその作業の時期・回数・稼働人員及びその構成・耕作方法及び必要な日・人数等を記入のこと)

#### (1)作物名

-----

-----

#### (2)耕作方法

(ア)播種及び植え付けの方法

-----

-----

-----

(イ)除草及び薬剤散布の方法

-----

-----

-----

(ウ)病虫害発生等の応急措置の方法

-----

-----

-----

(エ)収穫の方法

-----

-----

### 3. 他の農地における作業と競合の有無及びその対策

-----

-----

### 4. その他参考資料

耕作者署名押印

取入  
印紙

## 農地（採草放牧地）賃貸借契約書

賃貸人及び賃借人は、農地法の趣旨に則り、この契約書に定めるところにより賃貸借契約を締結する。

この契約書は、2通作成して賃貸人及び賃借人がそれぞれ1通を所持し、その写し1通を○○農業委員会に提出する。

年　月　日

賃貸人（以下甲という。）	住所	
	氏名	印
賃借人（以下乙という。）	住所	
	氏名	印

### 1 賃貸借の目的物

甲は、この契約書に定めるところにより、乙に対して、別表1に記載する土地その他の物件を賃貸する。

### 2 賃貸借の期間

(1) 賃貸借の期間は、年　月　日から年　月　日まで○○年間とする。

(2) 甲又は乙が、賃貸借の期間の満了の1年前から6か月前までの間に、相手方に対して更新しない旨の通知をしないときは、賃貸借の期間は、従前の期間と同一の期間で更新する。

### 3 借賃の額及び支払期日

乙は、別表1に記載された土地その他の物件に対して、同表に記載された金額の借賃を同表に記載された期日までに甲の住所地において支払うものとする。

### 4 借賃の支払猶予

災害その他やむをえない事由のため、乙が支払期日までに借賃を支払うことができない場合には、甲は相当と認められる期日までその支払を猶予する。

### 5 転貸又は譲渡

乙は、本人又はその世帯員等が農地法第2条第2項に掲げる事由により借入地を耕作することができない場合に限って、一時転貸することができる。その他の事由により賃借物を転貸し、又は賃借権を譲渡する場合には、甲の承諾を得なければならない。

### 6 修繕及び改良

(1) 目的物の修繕及び改良が土地改良法に基づいて行なわれる場合には、同法に定めるところによる。

(2) 目的物の修繕は甲が行なう。ただし、乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕については乙が行う。また、乙が甲に対して修繕が必要である旨を通知し、若しくは甲がその旨を知ったにもかかわらず、甲が相当の期間内に必要な修繕をしないとき、又は緊急を要するときは、乙が行なうことができる。

(3) 目的物の改良は乙が行なうことができる。

(4) 修繕費又は改良費の負担又は償還は、別表2に定めたものを除き、民法及び土地改良法に従う。

### 7 経常費用

- (1) 目的物に対する租税は、甲が負担する。
- (2) かんがい排水、土地改良等に必要な経常経費は、原則として乙が負担する。
- (3) 農業災害補償法に基づく共済金は、乙が負担する。
- (4) 租税以外の公課等で(2)及び(3)以外のものの負担は、別表3に定めるものほかは、その公課等の支払義務者が負担する。
- (5) その他目的物の通常の維持保存に要する経常費は、借主が負担する。

## 8 目的物の返還及び立毛補償

- (1) 賃貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から〇〇日以内に、甲に対して目的物を返還する。
- (2) 乙は、目的物の返還時において、天災地変等の不可抗力又は通常の利用により損失が生じた場合及び修繕又は改良により変更された場合を除き、目的物を原状回復しなければならない。
- (3) 契約終了の際目的物の上に乙が甲の承諾をえて植栽した永年性作物がある場合には、甲は、乙の請求により、これを買い取る。

## 9 一部滅失等による借賃の減額等

- (1) 目的物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、それが乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、借賃は、その使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて、減額されるものとする。この場合において、甲及び乙は、減額の程度、期間その他必要な事項について協議するものとする。
- (2) 目的物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、残存する部分のみでは乙が耕作をできないときは、乙は、賃貸借契約を解除することができる。

## 10 全部滅失等による賃貸借の終了

賃貸借契約は、目的物の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなったときは、これによって終了する。

## 11 この賃貸借契約に附隨する権利又は義務

## 12 契約の変更

契約事項を変更する場合には、その変更事項をこの契約書に明記しなければならない。

## 13 その他この契約書に定めのない事項については、甲乙が協議して定める。

(記載要領)

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 2 契約の目的物は別表1に表示します。この場合において、建物、宅地等が農地等と客観的にみて不可分の状態にあるか、又は別々に契約することが不適当な場合には、これらを含めて記載してください。  
土地は一筆ごと、建物その他の物件は一個ごとに所在、地番及び地目又は種類、面積及び数量並びにこれらの借賃の額、支払時期及び支払方法を記載してください。  
「面積」欄には、登記簿の地積と実際の面積とが異なる場合は、登記簿の地積のほかに契約上決めた実際の面積を記載し、さらにその土地の畦畔面積又は土地の一部が溝となっているときは、その面積を記載してください。ただし、土地に付随して賃貸している溝があってもその溝が別の地番である場合は、別行に記載してください。
- 3 賃貸借の期間については、農地法第17条に規定する一時賃貸借である場合には、「1年前から6か月前まで」を「6か月前から1か月前まで」とします。
- 4 借賃の額は、一筆ごと又は一個ごとに記載してください。借賃の支払の方法が賃貸人の農業協同組合の預金口座への払込みによる場合には、「賃貸人の住所において支払う」を「賃貸人が○○農業協同組合に有する預金口座に払い込む」とします。なお、金銭以外のものを支払う借賃の定めがある場合においては、借賃の支払方法についての特約があるときは、その旨記載してください。
- 5 賃貸借の目的物の修繕及び改良についての負担区分は当事者間で取り決めた内容を別表2に記載してください。  
修繕改良工事によって生じた施設の所有区分及び補償内容等を定めた場合は別表2の備考欄にこれらの事項を記載してください。
- 6 経営費用の負担区分については当事者間で取り決めた内容を別表3に記載してください。
- 7 賃借物の返還については、契約期間満了の日から「何日以内」に返還する旨を記載してください。
- 8 「賃貸借契約に付随する権利又は義務」欄には、この賃貸借契約に附隨する権利義務に関する契約がある場合に記載してください。

別表1 土地その他の物件の目録等

土地その他の物件の表示					借 貸			備 考
大字	字	地番	地目 (種類)	面積 (数量)	単位当たり 金額	総額	支払期日	

別表2 修繕費又は改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	賃貸人及び賃借人の費用に関する支払区分の内容	賃借人の支払額についての賃貸人の償還すべき額及び方法	備 考

別表3 公課等負担に係る特約事項

公課等の種類	負担区分の内容	備 考

収入  
印紙

## 農地（採草放牧地）賃貸借契約書

賃貸人及び賃借人は、農地法の趣旨に則り、この契約書に定めるところにより賃貸借契約を締結する。

この契約書は、2通作成して賃貸人及び賃借人がそれぞれ1通を所持し、その写し1通を○○農業委員会に提出する。

年 月 日

賃貸人（以下甲という。）	住所	
	氏名	印
賃借人（以下乙という。）	住所	
	氏名	印

### 1 賃貸借の目的物

甲は、この契約書に定めるところにより、乙に対して、別表1に記載する土地その他の物件を賃貸する。

### 2 賃貸借の期間

(1) 賃貸借の期間は、 年 月 日から 年 月 日まで○○年間とする。

(2) 甲又は乙が、賃貸借の期間の満了の1年前から6か月前までの間に、相手方に対して更新しない旨の通知をしないときは、賃貸借の期間は、従前の期間と同一の期間で更新する。

### 3 契約の解除

甲は、乙が目的物たる農地を適正に利用していないと認められる場合には賃貸借契約を解除するものとする。

### 4 借賃の額及び支払期日

乙は、別表1に記載された土地その他の物件に対して、同表に記載された金額の借賃を同表に記載された期日までに甲の住所地において支払うものとする。

### 5 借賃の支払猶予

災害その他やむをえない事由のため、乙が支払期日までに借賃を支払うことができない場合は、甲は相当と認められる期日までその支払を猶予する。

### 6 転貸又は譲渡

乙は、本人又はその世帯員等が農地法第2条第2項に掲げる事由により借入地を耕作することができない場合に限って、一時転貸することができる。その他の事由により賃借物を転貸し、又は賃借権を譲渡する場合には、甲の承諾を得なければならない。

### 7 修繕及び改良

(1) 目的物の修繕及び改良が土地改良法に基づいて行なわれる場合には、同法に定めるところによる。

(2) 目的物の修繕は甲が行なう。ただし、乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕については乙が行う。また、乙が甲に対して修繕が必要である旨を通知し、若しくは甲がその旨を知ったにもかかわらず、甲が相当の期間内に必要な修繕をしないとき、又は緊急を要するときは、乙が行なうことができる。

(3) 目的物の改良は乙が行なうことができる。

(4) 修繕費又は改良費の負担又は償還は、別表2に定めたものを除き、民法及び土地改良法に従う。

## 8 経常費用

(1) 目的物に対する租税は、甲が負担する。

(2) かんがい排水、土地改良等に必要な経常経費は、原則として乙が負担する。

(3) 農業災害補償法に基づく共済金は、乙が負担する。

(4) 租税以外の公課等で(2)及び(3)以外のものの負担は、別表3に定めるものほかは、その公課等の支払義務者が負担する。

(5) その他目的物の通常の維持保存に要する経常費は、借主が負担する。

## 9 目的物の返還及び立毛補償

(1) 賃貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から〇〇日以内に、甲に対して目的物を返還する。

(2) 乙は、目的物の返還時において、天災地変等の不可抗力又は通常の利用により損失が生じた場合及び修繕又は改良により変更された場合を除き、目的物を原状回復しなければならない。この場合において、乙が原状に復すことができないときは、乙は甲に対し、甲が原状に復するために要する費用及び甲に与えた損失に相当する金額を支払う。

(3) 契約終了の際目的物の上に乙が甲の承諾を得て植栽した永年性作物がある場合には、甲は、乙の請求により、これを買い取る。

(4) 甲の責めに帰さない事由により賃貸借契約を終了させこととなった場合には、乙は、甲に対し賃借料の〇年分に相当する金額を違約金として支払う。

## 10 一部滅失等による借貸の減額等

(1) 目的物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、それが乙の責めに帰すことができない事由によるものであるときは、借貸は、その使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて、減額されるものとする。この場合において、甲及び乙は、減額の程度、期間その他必要な事項について協議するものとする。

(2) 目的物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、残存する部分のみでは乙が耕作をできないときは、乙は、賃貸借契約を解除することができる。

## 11 全部滅失等による賃貸借の終了

賃貸借契約は、目的物の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなったときは、これによって終了する。

## 12 この賃貸借契約に附隨する権利又は義務

### 13 契約の変更

契約事項を変更する場合には、その変更事項をこの契約書に明記しなければならない。

## 14 その他この契約書に定めのない事項については、甲乙が協議して定める。

(記載要領)

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 2 契約の目的物は別表 1 に表示します。この場合において、建物、宅地等が農地等と客観的にみて不可分の状態にあるか、又は別々に契約することが不適当な場合には、これらを含めて記載してください。

土地は一筆ごと、建物その他の物件は一個ごとに所在、地番及び地目又は種類、面積及び数量並びにこれらの借賃の額、支払時期及び支払方法を記載してください。

「面積」欄には、登記簿の地積と実際の面積とが異なる場合は、登記簿の地積のほかに契約上決めた実際の面積を記載し、さらにその土地の畦畔面積又は土地の一部が溝となっているときは、その面積を記載してください。ただし、土地に付随して賃貸している溝があってもその溝が別の地番である場合は、別行に記載してください。
- 3 賃貸借の期間については、農地法第17条に規定する一時賃貸借である場合には、「1年前から 6か月前まで」を「6か月前から 1か月前まで」とします。
- 4 「農地を適正に利用していない」とは、農地法第4条及び第5条に違反しているもの、農地法第32条第1項1号に該当する場合等とします。
- 5 借賃の額は、一筆ごと又は一個ごとに記載してください。借賃の支払の方法が賃貸人の農業協同組合の預金口座への払込みによる場合には、「賃貸人の住所において支払う」を「賃貸人が〇〇農業協同組合に有する預金口座に払い込む」とします。なお、金銭以外のものを支払う借賃の定めがある場合においては、借賃の支払方法についての特約があるときは、その旨記載してください。
- 6 賃貸借の目的物の修繕及び改良についての負担区分は当事者間で取り決めた内容を別表 2 に記載してください。

修繕改良工事によって生じた施設の所有区分及び補償内容等を定めた場合は別表 2 の備考欄にこれらの事項を記載してください。
- 7 経営費用の負担区分については当事者間で取り決めた内容を別表 3 に記載してください。
- 8 賃借物の返還については、契約期間満了の日から「何日以内」に返還する旨を記載してください。
- 9 「賃貸借契約に付随する権利又は義務」欄には、この賃貸借契約に附隨する権利義務に関する契約がある場合に記載してください。

別表1 土地その他の物件の目録等

土地その他の物件の表示					借 貸			備考
大字	字	地番	地目 (種類)	面積 (数量)	単位当たり 金額	総額	支払期日	

別表2 修繕費又は改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	賃貸人及び賃借人の費用に関する支払区分の内容	賃借人の支払額についての賃貸人の償還すべき額及び方法	備考

別表3 公課等負担に係る特約事項

公課等の種類	負担区分の内容	備考

## 農地等の利用状況報告書

年　月　日

農業委員会会長 殿

住所

氏名

印

農地法第3条第3項の規定により同条第1項の許可を受けて使用貸借による権利又は賃借権  
農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところ  
農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による公告があった農用地利用配  
の設定を受けた  
るにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた  
分計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転を受けた

農地

(採草放牧地)について、農地法第6条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 農地法第3条第3項の規定により同条第1項の許可を受けた者  
農業経営基盤強化促進法第18条第2項第6号に規定する者  
農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第4号に規定する者 の氏名等

氏名	住所

### 2 報告に係る土地の所在等

所在・地番	地 目		面積 (m <sup>2</sup> )	作物の種類別作付面積(又は栽培面積)	生産数量	反 収	備 考
	登記簿	現況					

3 農地法第3条第3項の規定により同条第1項の許可を受けて使用貸借による権利又は賃借権  
農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところ  
農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による公告があった農用地利用配

の設定を受けた  
るにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた  
分計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転を受けた

農地

又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼしている影響

#### 4 地域の農業における他の農業者との役割分担の状況

#### 5 業務執行役員又は重要な使用人の状況

氏名	常時従事者の役職名	耕作又は養畜の事業の年間従事日数

#### 6 その他参考となるべき事項

(記載要領)

- 1 不要の文字は抹消してください。
- 2 報告する者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署する場合においては、押印を省略することができます。
- 3 報告書を提出する者が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載し、定款又は寄附行為の写しを添付してください。
- 4 記の2の「報告に係る土地の所在等」の備考欄には、登記簿上の所有名義人と現在の所有者が異なるときに登記簿上の所有者を記載してください。
- 5 記の3の「農地法第3条第3項の規定の適用を受けて同条第1項の許可を受けた農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼしている影響」には、例えば、病虫害の温床となっている雑草の刈取りをせず、周辺の作物に著しい被害を与えていないか等を記載してください。
- 6 記の4の「地域の農業における他の農業者との役割分担の状況」には、例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、道路、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等の取り組み状況（今後取り組む場合はその見込み）について記載してください。
- 7 記の5の「業務執行役員又は重要な使用人の状況」については、報告書を提出する者が個人である場合は記載不要です。「耕作又は養畜の事業の年間従事日数」欄には、当該事業年度において法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事した業務執行役員（耕作又は養畜の事業に常時従事した業務執行役員がいない場合には、重要な使用人）の耕作又は養畜の事業への年間従事日数を記載してください。

なお、「重要な使用人」とは、その法人の使用人であって、当該法人の行う耕作又は養畜の事業に関する権限及び責任を有する者をいいます。

農地所有適格法人報告書

年 月 日

農業委員会会長 殿

主たる事務所の所在地

名称及び代表者氏名

印

下記のとおり農地法第6条第1項の規定に基づき報告します。

記

1 法人の概要

法人の名称及び代表者の氏名		
主たる事務所の所在地		
経営面積 (ha)	田	
	畠	
	採草放牧地	
法人形態		

2 農地法第2条第3項第1号関係

(1) 事業の種類

農業		左記農業に該当しない事業の内容
生産する農畜産物	関連事業等の内容	

(2) 売上高

年度	農業	左記農業に該当しない事業
3年前（実績）		
2年前（実績）		
1年前（実績）		
報告日の属する年 (実績又は見込み)		

### 3 農地法第2条第3項第2号関係

#### 構成員全ての状況

- (1) 農業関係者(権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社等)

氏名又は名称	議決権の数	構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況				
		農地等の提供面積(m <sup>2</sup> )		農業への年間従事日数		農作業委託の内容
		権利の種類	面積	直近実績	見込み	

議決権の数の合計


農業関係者の議決権の割合

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数： 日

- (2) 農業関係者以外の者 ((1)以外の者)

氏名又は名称	議決権の数

議決権の数の合計


農業関係者以外の者の議決権の割合

#### (留意事項)

構成員であることを証する書面として、組合員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。

なお、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第5条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

4 農地法第2条第3項第3号及び第4号関係

(1) 理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況

氏名	住所	役職	農業への年間従事日数		必要な農作業への年間従事日数	
			直近実績	見込み	直近実績	見込み

(2) 重要な使用人の農業への従事状況

氏名	住所	役職	農業への年間従事日数		必要な農作業への年間従事日数	
			直近実績	見込み	直近実績	見込み

((2)については、(1)の理事等のうち、法人の農業に常時従事する者（原則年間150日以上）であって、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数（原則年間60日）以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。)

(記載要領)

- 1 「農業」には、以下に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場開拓等も含みます。
  - (1) その法人が行う農業に関する次に掲げる事業
    - ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
    - イ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
    - ウ 農業生産に必要な資材の製造
    - エ 農作業の受託
    - オ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供
  - (2) 農業と併せ行う林業
  - (3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業
- 2 「2(1)事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載してください。
- 3 「2(2)売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しないの事業」欄に記載してください。
- 4 「3(1)農業関係者」には、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を記載してください。

ここで、複数の承認会社が構成員となっている法人にあっては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。
- 5 農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員となっている場合、「3(1)農業関係者」の「農地等の提供面積(m<sup>2</sup>)」の「面積」欄には、その構成員が農地中間管理機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等のうち、当該農地中間管理機構が当該法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等の面積を記載してください。
- 6 法人の代表者の氏名の記載を自署する場合においては、押印を省略することができます。

# <参考6> 農地中間管理事業への応募申込書

(様式2-1)

## 農地中間管理事業応募申込書

(記入例)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(農地中間管理機構)

公益社団法人静岡県農業振興公社理事長 様

〒番号 〇〇〇-〇〇〇〇

住 所 〇〇市〇〇区 町 番地

フリガナ シズオカ タロウ

氏名又は名称 静岡 太郎

印

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

※氏名が自署でない場合は認印を、法人の場合は社印を、押印願います。

私は、公益社団法人静岡県農業振興公社（農地中間管理機構）が行う農用地等借受希望者の公募に下記のとおり応募します。なお、この申込書に記載した事項が公表されることを承諾します。

1 応募の内容		記			
項目	内 容				公募の募集区域名を記入
借受け希望地	希望市町名 〇〇市〇〇区	希望区域名 〇〇〇	希望区域が複数の場合：〇/〇 〇/全〇ページ		
借受者の住所（所在）地	<input checked="" type="checkbox"/> 公募区域内		<input type="checkbox"/> 公募区域外		
借受者 の区分 【農家、 経営体】	<input checked="" type="checkbox"/> 1:認定農業者	<input type="checkbox"/> 2:認定新規就農者	<input type="checkbox"/> 31:一定の年間農業所得以上の農業者	<input type="checkbox"/> 32:農地所有適格法人・農業参入企業	<input type="checkbox"/> 33:認定就農者
	<input type="checkbox"/> 34:利用権設定の受け手	<input type="checkbox"/> 4:集落営農経営（特定農業団体）	<input type="checkbox"/> 5:集落営農経営（集落営農組織）	<input type="checkbox"/> 6:今後育成すべき農業者	<input type="checkbox"/> 7:認定農業者等に属さない農外から参入した企業
借受け を希望 する農 用地の 予定	希望地目	田	畠	樹園地	その他
	希望面積(a) 作付予定作目 【右表から選択 (複数選択可) し番号を記入】	〇〇 a (例: 4) ○	a	〇〇〇 a 〇〇	a
1 水稲、2 麦、3 大豆、4 そば、5 飼料米、6 野菜（露地）、7 施設野菜、8 施設花き、9 花木、10 花き、11 果樹、12 茶、13 樹園地（その他）、14 芝、15 牧草、16 苗木、17 育苗、18 その他（ ）					
借受希望期間		年			
経営 状況	農用地等規模	経営面積A  (例: 1) 1	内借地B  (例: 9) 9	所有地(A-B)  (例: 18) 18 (〇〇〇)	150 a
	主な作目とその面積【上記作物番号から選択】	200 a	20 a	30 a	
借受理由（複数回答可）		<input checked="" type="checkbox"/> 規模拡大、 <input type="checkbox"/> 農作業効率化、 <input checked="" type="checkbox"/> その他（ 新規作物の栽培 ）			

## 2 確認事項

応募の自動継続希望の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 自動継続を希望する。	<input type="checkbox"/> 自動継続を希望しない。
--------------	--	--------------------------------------

(記載上の注意事項) 次ページもご覧ください。

※複数の区域を希望する場合は、区域名毎にそれぞれの申込書を作成し、「借受け希望地」の行の最右欄に『分子（何枚目の申込書か）／分母（申込書全体の枚数）』を記載してください。

なお、「経営状況」欄は、複数の申込書の内の1枚目の記入（1枚の記入は必須）のみで結構です。

(様式2-1)

## 農地中間管理事業応募申込書

令和 年 月 日

(農地中間管理機構)

公益社団法人静岡県農業振興公社理事長 様

丁番号

住 所

フリガナ

氏名又は名称

印

電話番号

※氏名が自署でない場合は認印を、法人の場合は社印を押印願います。

私は、公益社団法人静岡県農業振興公社（農地中間管理機構）が行う農用地等借受希望者の公募に下記のとおり応募します。なお、この申込書に記載した事項が公表されることを承諾します。

記

### 1 応募の内容

項目		内 容				
借受希望地		希望市町名	希望区域名		希望区域が複数の場合： ○／全□ページ	
借受者の住所（所在）地		□公募区域内		□公募区域外		
借受者 の区分 【農家、 経営体】	□1：認定農業者	□2：認定新規就農者	□31：一定の年間農業所得以上の農業者	□32：農地所有適格法人・農業参入企業	□33：認定就農者	
	□34：利用権設定の受け手	□4：集落営農経営（特定農業団体）	□5：集落営農経営（集落営農組織）	□6：今後育成すべき農業者	□7：認定農業者等に属さない農外から参入した企業	
借受け を希望 する農 用地の 予定	希望地目	田	畠	樹園地	その他	
	希望面積(a)	a	a	a	a	
	作付予定作目 【右表から選択 （複数選択可） し番号を記入】	(例：4)				
		1 水稲、2 麦、3 大豆、4 そば、5 飼料米、6 野菜（露地）、7 施設野菜、8 施設花き、9 花木、10 花き、11 果樹、12 茶、13 樹園地（その他）、14 芝、15 牧草、16 苗木、17 育苗、18 その他（ ）				
借受希望期間		年				
経営 状況	農用地等規模	経営面積A	a	内借地B	a	所有地(A-B)
	主な作目とその面積【上記作物番号から選択】	(例：1)	(例：9)	(例：5)		
		a	a	a		
借受理由（複数回答可）		□ 規模拡大、□ 農作業効率化、□ その他( )				

### 2 確認事項

応募の自動継続希望の有無	□自動継続を希望する。	□自動継続を希望しない。
--------------	-------------	--------------

（記載上の注意事項）次ページもご覧ください。

※複数の区域を希望する場合は、区域名毎にそれぞれの申込書を作成し、「借受け希望地」の行の最右欄に『分子（何枚目の申込書か）／分母（申込書全体の枚数）』を記載してください。

なお、「経営状況」欄は、複数の申込書の内の1枚目の記入（1枚の記入は必須）のみで結構です。

※申込みの有効期間は、1年ごとに自動継続となります。自動継続を希望しない場合は、2 確認事項の「応募の自動継続希望の有無」欄の「□自動継続を希望しない。」に□を記入してください。記入のない場合は自動継続扱いとなります。

※□には該当する項目に□を記入してください。希望市町名、希望区域名、借受けを希望する農用地の面積等は、その内容を記載して下さい。「経営状況」については現在の経営の内容を記載してください。

(参考) 1 畝 = 1 アール = 1a、1 反=10アール=10a、1ヘクタール=10反=100アール = 100a = 1 ha です。

※「借受者の区分」は、下表を参考に記入して下さい。

**別紙1 担い手等の区分【国資料に一部解説挿入、明確な名称変更は記載を変更。それ以外は原本重視。】**

区分	経営体の根拠となる資料	集積面積の根拠となる資料		特定農作業受託託
		自己所有	借入地	
1：認定農業者	農業経営改善計画 (新たに認定を受けた人は、もとの属性からの変更と面積の確認。再認定をしなかった人は、水準到達者へ移行させる。)	農業経営改善計画の現状の経営面積。困難な場合は、農地基本台帳		
2:認定新規就農者	青年等就農計画 (新たに認定を受けた人は、行を追加し、各項目を記載する。)			
3:基本構想水準到達者【1,2以外の者】	31：市町基本構想に定める年間農業所得以上上の農業者	市町が作成するリストによる(将来水準に到達する見込みの経営体も現状を記載する。)	農地基本台帳	(作業受託面積を個別に算出できない場合は、別表の各市町における1あたりの推定値を記載する。)
	32：農地所有適格法人・農業参入企業	農業委員会にて確認 (認定農業者以外の参入企業はすべて本欄に含める。)		
	33：認定就農者	就農計画の認定を受けた者		
	34：利用権設定の受け手	利用権設定台帳		
4：集落営農経営 (特定農業団体)		農地基本台帳		
5：集落営農経営 (集落営農組織)				
6：今後育成すべき農業者	複数戸で農作業を受託している場合は 5：集落営農に記載する。)			
7：認定農業者等に属さない農外から参入した企業			(農地基本台帳)	

※基本構想水準到達者の区分で、複数の区分に該当する経営体は、32>33>31>34の順に上位の区分で記載する。

※期間借地は、3月31日時点で耕作している経営体としてカウントする。

※記載については、様式表下にある留意事項に沿って記入してください。

「基本構想」：農業経営基盤強化促進法 第6条第1項に規定する農業経営基盤の促進に関する基本的な構想以下「市町村基本構想」というところの基本構想を示す。

## <参考7> 農業経営基盤強化促進法で利用権設定する場合の書類（例）

### 利用権設定に係る提出書類

\*本書類は一例であり、実際の申請の際は、市町から入手してください。

対象… 農業経営基盤強化促進法第18条第2項第6号に規定する者  
(常時農業に従事しない者)用

- 1 各筆明細
  - 2 農業経営の状況（個人）
  - 3 農業経営の状況（法人）
  - 4 確約書
  - 5 営農計画書
  - 6 貸し手、借り手 確認事項
  - 7 利用権を設定する土地の「案内図」、「公図」
  - 8 法人登記簿（法人の場合）
  - 9 定款（法人の場合）
  - (10 聞き取り調査)
  - (11 農業委員会・地区調査会への出席)
  - 12 利用状況報告書
- (※事業年度終了後3ヶ月以内に提出)

\*下線は、本書に掲載している書類

利用権設定 第1 関係

1 細明筆各

## 2 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者(以下「甲」という。)は、利用権の設定を受ける者(以下「乙」という。)が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までのその支払を猶予する。

### (2) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。ただし、相手方の同意を得れば、存続期間の中途において解約しようとすることができるものとする。

### (3) 利用権の解除

甲は、乙が目的物を適正に利用していないと認められる場合には賃貸借契約を解除するものとする。

### (4) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ利用権の目的物(以下「目的物」という。)を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

### (5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があつたときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

### (6) 稟税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

### (7) 目的物に係る土地改良区の賦課金

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

### (8) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したとき又は(3)により甲が利用権を解除したときは、乙は、その満了の日若しくは解除した日から30日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額(土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額)の償還を請求することができる。

ウ 乙は、イによる場合その他の法令による権利の行使を除き、目的物の返還に際し、甲が賃貸借又は使用料の調査を行なうときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額又は増価額とする。

### (9) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りではない。

### (9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

### (10) 期間途中で賃借が終了した場合の現状回復

賃借が終了したときは、乙は、その終了の日から30日以内に、甲に対して目的物を現状に復して返還する。乙が現状に復すことができないときは、甲が現状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、天災地変等の不可抗力または通常の利用により損失が生じた場合および修繕または改良により変更された場合は、この限りではない。

### (11) 違約金の支払い

甲の責めに帰さない事由により貸借を終了させることとなつた場合には、乙は、甲に対し利用権の残存期間に応じた年数に年間賃料を乗じた金額を違約金として支払う。この場合、期間に端数がある場合は切り上げるものとする。

### (12) 利用状況の報告

乙は毎事業年度の終了後3月以内に、次に掲げる事項を記載した報告書を参考となるべき書類を添えて(乙が法人の場合は定款の写しもあわせて)市長に提出しなければならない。  
ア 乙の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名)

### (13) 翻訳

乙が賃借権又は使用賃借による権利の設定を受けた農用地の面積イ 乙が耕作又は畜産の事業がその農用地の周辺の農業上の利用に及ぼしている影響  
オ 乙の地域の農業における他の農業者との役割分担の状況  
カ 乙が法人である場合には、その法人の業務を執行する役員のうち、その法人の行う耕作又は畜産の事業に常時從事する者の役職名及び氏名並びにその法人の行う耕作又は畜産の事業への従事状況  
キ その他参考となるべき事項

### (14) 勘定

市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告する。  
ア 乙がその農用地において行う耕作又は畜産の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。  
イ 乙が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行つていないと認めるとき。  
ウ 乙が法人である場合には、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は畜産の事業に常時從事していないと認めるとき。

### (15) 農用地利用集積計画の取消し

市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち該部分を取り消す。  
ア 乙がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、甲が賃貸借又は使用料の解除をしないとき。  
イ 乙が(13)の勧告に従わなかつたとき。

### (15) その他

この農用地利用集積計画に定めない事項及びこの農用地利用集積計画に関する事項には、甲、乙及び市が協議して定める。  
甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は、  
名目のいかんを問わず返還の代價を請求してはならない。

### 3 利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等（法人）

- 処理区分  
 1 新規  
 2 修正  
 3 削除

処理区分	事務所
1 新規	
2 修正	

農家番号 3	8	住 所 9	専兼区分 法人事務員(フリガナを上段に記入)	雇用労働力 (年間日数) 日																																			
<table border="1"> <tr> <td colspan="2">(A) 主たる経営作目</td> <td colspan="3">(B) 法人の業務執行役員の状況</td> </tr> <tr> <td>作目名 農用地面積計</td> <td>コード m<sup>2</sup></td> <td>住 所 氏 名</td> <td>年間農業従事日数 前年実績 見込み</td> <td>主な家畜の飼養状況 (D) 主な農機具の所有状況 (E) 備考 ( )</td> </tr> <tr> <td>田 畑</td> <td>m<sup>2</sup></td> <td></td> <td></td> <td>種類 数量 種類 数量 種類 数量</td> </tr> <tr> <td>樹園地</td> <td>m<sup>2</sup></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>採草放牧地</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>農業用施設用地</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>					(A) 主たる経営作目		(B) 法人の業務執行役員の状況			作目名 農用地面積計	コード m <sup>2</sup>	住 所 氏 名	年間農業従事日数 前年実績 見込み	主な家畜の飼養状況 (D) 主な農機具の所有状況 (E) 備考 ( )	田 畑	m <sup>2</sup>			種類 数量 種類 数量 種類 数量	樹園地	m <sup>2</sup>				採草放牧地					農業用施設用地					そ の 他				
(A) 主たる経営作目		(B) 法人の業務執行役員の状況																																					
作目名 農用地面積計	コード m <sup>2</sup>	住 所 氏 名	年間農業従事日数 前年実績 見込み	主な家畜の飼養状況 (D) 主な農機具の所有状況 (E) 備考 ( )																																			
田 畑	m <sup>2</sup>			種類 数量 種類 数量 種類 数量																																			
樹園地	m <sup>2</sup>																																						
採草放牧地																																							
農業用施設用地																																							
そ の 他																																							
<table border="1"> <tr> <td colspan="2">(C) 法人の業務執行役員の状況</td> <td colspan="3">(F) 確約書の提出(協定の締結)状況</td> </tr> <tr> <td>年 月</td> <td>日提出(締結)(予定)</td> <td>年 月</td> <td>日提出(締結)</td> <td></td> </tr> </table>					(C) 法人の業務執行役員の状況		(F) 確約書の提出(協定の締結)状況			年 月	日提出(締結)(予定)	年 月	日提出(締結)																										
(C) 法人の業務執行役員の状況		(F) 確約書の提出(協定の締結)状況																																					
年 月	日提出(締結)(予定)	年 月	日提出(締結)																																				

① 利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載は、同一公告に係る計画書中に記載があれば、その他は記載を要しない。

② 主たる経営作物欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載する。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載する。

③ (C)欄の業務執行役員とは、会社法(平成17年法律第86号)上の取締役のほか、理事、執行役、支店長等組織名であって、実質的に業務執行に係る権限を有し、地域との調整役としての責任を持つて対応できる者をいう。なお、権限を有するかの確認認定は、法人の登記事事項証明書、当該法人の代表者が発行する証明書等で行う。住所欄には、会員会社、合資会社又は合会社にあっては理事(以下「業務執行役員」という)が生息する本拠としている場所を記載する。

④ (F)欄の「雇用労働力」には、農用地利用集積計画の公告の日を含む事業年度において法人の行う農業等常時従事している業務執行役員の農業への年間従事日数を記載し、見込み欄には、権利を取得しようとするとする農地等を耕作または養蚕の事業に従事することとなる日を含む事業年度における農業への年間従事日数の見込みを記載する。なお、年間農業従事日数には、農業部門第3項第3号イでは、法第18条第3項第3号イとは、協同利用施設の取組みや、農業の維持発展に関する話合い活動への参加、農道、水路、ため池等の協力への協力等について、市に提出する確約書(協定の締結)をいう。

※コードは別途記載要領により記入する。(コード記入については市町村が行う。)

項目 確認者	年金	納稅猶予	農地台帳 あっせん名簿
-----------	----	------	----------------

## 確 約 書

令和 年 月 日

○○市長 様

所 在

名称及び

代 表 者

印

○○市が、令和 年 月 日に農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条により公告する農用地利用集積計画の定めるところにより農用地等について賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けて行う耕作又は養畜の事業を実施するに当たっては、下記のことを確約します。

### 記

- 1 借受け農用地等の存在する地域の農業の維持発展に関する話し合い活動への参加を求められた場合は、特段の事情のない限り、その活動に参加します。
- 2 借受け農用地等が受益を受ける道路、水路、ため池等の共同利用施設を含む地域の共同利用施設の建設、維持管理等に関する取りきめを遵守します。
- 3 借受け農用地等の存在する地域の鳥獣害対策に協力します。
- 4 その他

※なお、この書面に記載されている事項のほか、農用地利用集積計画の記載事項に従うこと。

参考 8

# 農業経営改善計画認定申請書（認定農業者申請時）

## 農業経営改善計画認定申請書

申請者	○○市町村長 殿	住所	連絡先
	○○都道府県知事 殿	フリガナ	
	○○農政局長 殿	個人・法人名 生年月日・ 法人設立年月日	代表者氏名 (法人のみ)
	農林水産大臣 殿		法人番号

農業経営基盤強化促進法（昭和 5 年法律第 65 号）第 12 条第 1 項の規定に基づき、次の農業経営改善計画の認定を申請します。

農業経営改善計画					
① 農業経営体の営農活動の現状及び目標					
(1) 営農類型		現 状			
		□稻作 □麦類作 □雜穀・いも類・豆類 □果樹農作物 □露地野菜 □施設野菜 □果樹類 □花き・花木 □その他の作物（ ） □酪農 □肉用牛 □養豚 □養鶏 □養蚕 □その他の畜産（ ）	□複合經營	目標（ 年）	
			□複合經營	□複合經營	
(2) 農業経営の現状及びその改善に関する目標					
年間所得		現状	目標（ 年）		
主たる従事者 1 人 当たりの年間所得	万円	万円	万円		
		年間労働時間	現状		
		主たる従事者 1 人 当たりの年間労働時間	目標（ 年）		
(2) 農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業(売上げ)					
(1) 生産					
作物・部門名 (耕種)	現 状		目標（ 年）		
	作付面積(a)	生産量	作物・部門名 (畜産)	現 状	目標（ 年）
	作付面積(a)	生産量	作付面積(a)	生産量	生産量
			飼養頭數 (頭、羽)	飼養頭數 (頭、羽)	生産量

(3) 農用地及び農業生産施設									
ア 農用地		イ 農業生産施設							
区分	所在地	地目	現状		目標(a)	種別	所在地		規模
			都道府県名	市町村名			都道府県名	市町村名	
所有地									m <sup>2</sup>
借入地									
その他									
	経営面積合計								
(③ 生産方式の合理化に関する現状と目標・措置									
(④ 経営管理の合理化に関する現状と目標・措置									
(⑤ 農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置									
(⑥ その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置									
(参考) 経営の構成									
(1) 構成員・役員					(2) 雇用者				
氏名 (法人経営にあつては役員の 氏名)	年齢	性別	現状		見通し(年)		常時雇(年間)	実人数	現状
			担当業務 主たる從事者	年間農業従事時間 主たる從事者	担当業務 主たる從事者	年間農業従事時間 主たる從事者			
		(代表者)							

(別紙) 生産方式の合理化に係る農業用機械等の取得計画

農業用機械等の名称	数量

備考

「農業用機械等の名稱」欄には、生産方式の合理化のために、取得する予定の農業用の機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備、構築物並びにソフトウェア等を記載する。

(②) 「(3) 農用地及び農業生産施設」に記載しているものは記載不要。)

## <参考9> 関係機関連絡先一覧

### 農業参入の相談窓口

	相談窓口	所在地		電話番号
県	静岡県経済産業部農業ビジネス課	〒420-8601	静岡市葵区追手町9-6	054-221-2754
	賀茂農林事務所（企画経営課）	〒415-0016	下田市中531-1	0558-24-2076
	東部農林事務所（生産振興課）	〒410-0055	沼津市高島本町1-3	055-920-2158
	富士農林事務所（生産振興課）	〒416-0906	富士市本市場441-1	0545-65-2194
	中部農林事務所（生産振興課）	〒422-8031	静岡市駿河区有明町2-20	054-286-9020
	志太榛原農林事務所（生産振興課）	〒426-0075	藤枝市瀬戸新屋362-1	054-644-9214
	中遠農林事務所（生産振興課）	〒438-8558	磐田市見付3599-4	0538-37-2269
	西部農林事務所（生産振興課）	〒430-0929	浜松市中区中央1丁目12-1	053-458-7212
公社	(公社)静岡県農業振興公社	〒420-0853	静岡市葵区追手町9-18	054-250-8988

### 農地貸借の相談窓口

#### (1) 市町

	市町	担当課	所在地	電話番号
1	下田市	産業振興課	〒415-8501	下田市東本郷1-5-18
2	東伊豆町	農林水産課	〒413-0411	賀茂郡東伊豆町稻取3354
3	河津町	産業振興課	〒413-0595	賀茂郡河津町田中212-2
4	南伊豆町	地域整備課	〒415-0392	賀茂郡南伊豆町下賀茂315-1
5	松崎町	産業建設課	〒410-3696	賀茂郡松崎町宮内301-1
6	西伊豆町	産業建設課	〒410-3501	賀茂郡西伊豆町宇久須270-1
7	沼津市	農林農地課	〒410-8601	沼津市御幸町16-1
8	熱海市	観光経済課	〒413-8550	熱海市中央町1-1
9	三島市	農政課	〒411-8666	三島市北田町4-47
10	伊東市	産業課	〒414-8555	伊東市大原2-1-1
11	御殿場市	農政課	〒412-8601	御殿場市萩原483
12	裾野市	農林振興課	〒410-1192	裾野市佐野1059
13	伊豆市	農林水産課	〒410-2413	伊豆市小立野24-1
14	伊豆の国市	農業商工課	〒410-2396	伊豆の国市田京299-6
15	函南町	産業振興課	〒419-0192	田方郡函南町平井717-13
16	長泉町	産業振興課	〒411-8668	駿東郡長泉町中土狩828
17	小山町	農林課	〒410-1395	駿東郡小山町藤曲57-2
18	富士宮市	農業政策課	〒418-8601	富士宮市弓沢町150
19	富士市	農政課	〒417-8601	富士市永田町1-100
20	静岡市	農地利用課	〒420-8602	静岡市葵区追手町5-1
21	島田市	農業振興課	〒427-8501	島田市中央町1-1
22	焼津市	農政課	〒425-8502	焼津市本町2-16-32
23	藤枝市	農林課	〒426-0026	藤枝市岡出山2-15-25
24	牧之原市	農林水産課	〒421-0592	牧之原市相良275
25	吉田町	産業課	〒421-0395	榛原郡吉田町住吉87

26	川根本町	農林課	〒428-0313	榛原郡川根本町上長尾627	0547-56-2226
27	磐田市	農林水産課	〒438-8650	磐田市国府台3-1	0538-37-4813
28	掛川市	農林課	〒436-8650	掛川市長谷1-1-1	0537-21-1147
29	袋井市	農政課	〒437-8666	袋井市新屋1-1-1	0538-44-3167
30	御前崎市	農林水産課	〒437-1692	御前崎市池新田5585	0537-85-1125
31	菊川市	農林課	〒439-8650	菊川市堀之内61	0537-35-0938
32	森町	産業課	〒437-0293	周知郡森町森2101-1	0538-85-6315
33	浜松市	農地利用課	〒430-8652	浜松市中区元城町103-2 浜松市役所北館6階	053-457-2836
34	湖西市	産業振興課	〒431-0492	湖西市吉美3268	053-576-1216

## (2) 農業委員会

相談窓口	所在地		電話番号
下田市農業委員会	〒415-8501	下田市東本郷1-5-18	0558-22-3914
東伊豆町農業委員会	〒413-0411	賀茂郡東伊豆町稻取3354	0557-95-6306
河津町農業委員会	〒413-0595	賀茂郡河津町田中212-2	0558-34-1946
南伊豆町農業委員会	〒415-0392	賀茂郡南伊豆町下賀茂315-1	0558-62-6277
松崎町農業委員会	〒410-3696	賀茂郡松崎町宮内301-1	0558-42-3965
西伊豆町農業委員会	〒410-3501	賀茂郡西伊豆町宇久須270-1	0558-55-0212
熱海市農業委員会	〒413-8550	熱海市中央町1-1	0557-86-6690
三島市農業委員会	〒411-8666	三島市大社町1-10大社町別館2F	055-983-2674
伊東市農業委員会	〒414-8555	伊東市大原2-1-1	0557-32-1735
伊豆市農業委員会	〒410-2413	伊豆市小立野24-1(市役所本庁別館)	0558-72-9894
伊豆の国市農業委員会	〒410-2396	伊豆の国市田原299-6	0558-76-8003
函南町農業委員会	〒419-0192	田方郡函南町平井717-13	055-979-8113
沼津市農業委員会	〒410-8601	沼津市御幸町16-1	055-934-4757
御殿場市農業委員会	〒412-8601	御殿場市萩原483(市役所農林課内)	0550-82-4620
裾野市農業委員会	〒410-1192	裾野市佐野1059	055-995-1824
清水町農業委員会	〒411-8650	駿東郡清水町堂庭210-1	055-981-8239
長泉町農業委員会	〒411-8668	駿東郡長泉町中土狩828	055-989-5516
小山町農業委員会	〒410-1395	駿東郡小山町藤曲57-2	0550-76-6121
富士宮市農業委員会	〒418-8601	富士宮市弓沢町150	0544-22-1193
富士市農業委員会	〒417-8601	富士市永田町1-100	0545-55-2880
静岡市農業委員会	〒420-8602	静岡市葵区追手町5-1	054-221-1483
島田市農業委員会	〒427-8501	島田市中央町1-1	0547-36-7209
焼津市農業委員会	〒425-8502	焼津市本町2-16-32	054-626-2159
藤枝市農業委員会	〒426-0026	藤枝市岡出山2-15-25	054-643-3269
牧之原市農業委員会	〒421-0592	牧之原市相良275	0548-53-2618
吉田町農業委員会	〒421-0395	榛原郡吉田町住吉87	0548-33-2121
川根本町農業委員会	〒428-0313	榛原郡川根本町上長尾627	0547-56-2226
掛川市農業委員会	〒436-8650	掛川市長谷1-1-1	0537-21-1147
御前崎市農業委員会	〒437-1692	御前崎市池新田5585	0537-85-1125
菊川市農業委員会	〒439-8650	菊川市堀之内61	0537-35-0938

森町農業委員会	〒437-0293	周智郡森町森2101-1	0538-85-6315
磐田市農業委員会	〒438-8650	磐田市国府台3-1	0538-37-4813
袋井市農業委員会	〒437-8666	袋井市新屋1-1-1	0538-44-3167
浜松市農業委員会	〒430-8652	浜松市中区元城町103-2 浜松市役所本館4階	053-457-2481
浜松市北区分室	〒431-1395	浜松市北区細江町気賀305	053-523-3106
浜松市浜北分室	〒434-8550	浜松市浜北貴布祢3000	053-585-1118
湖西市農業委員会	〒431-0492	湖西市吉美3268	053-576-1216

## 県の試験研究機関

機関	所在地		電話番号
農林技術研究所	〒438-0803	磐田市富丘678-1	0538-35-7211
茶業研究センター	〒439-0002	菊川市倉沢1706-11	0548-27-2311
果樹研究センター	〒424-0101	静岡市清水区茂畠	054-376-6150
伊豆農業研究センター	〒413-0411	賀茂郡東伊豆町稻取3012	0557-95-2341
畜産技術研究所	〒418-0108	富士宮市猪之頭1945	0544-52-0146
中小家畜研究センター	〒439-0037	菊川市西方2780	0537-35-2291

## 県の教育機関

機関	所在地		電話番号
農林環境専門職大学 農林環境専門職大学短期大学部	〒438-0803	磐田市富丘678-1	0538-24-8771

